

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 6 年 4 月 17 日

支出負担行為担当官

中国地方整備局長 中崎 剛

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、国土交通省が推進する BIM/CIM に関する業務であり、実施にあたっては BIM/CIM に関するガイドラインや成果品作成の手引き等の最新情報を熟知していることが必要である。

このことから、本件の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 概 要

(1) 件 名 令和 6 年度中国管内BIM/CIM活用支援

(2) 内 容

1) BIM/CIM 講習

①講習の計画・準備を行う。

②以下の基準類を基に中国地方整備局の職員等（BIM/CIM 初心者）に BIM/CIM を活用するために必要な事項について講習を行うとともに、講習に必要な資料を準備する。

なお、講習では、基準類の改定経緯やその改定理由等も合わせて説明すること。

・直轄土木業務・工事における BIM/CIM 適用に関する実施方針（R6.3）

・発注者における BIM/CIM 実施要領（案）（R4.3）

・3次元モデル成果物作成要領（案）（R4.3）

・BIM/CIM 活用ガイドライン（案）（R4.3）

・BIM/CIM モデル等電子納品要領（案）及び同解説（R4.3）

・BIM/CIM 成果品の検査要領（案）（R2.3）

・BIM/CIM 活用ガイドラインに対応するソフトウェアの概要、基本操作と演習及び BIM/CIM 成果品の確認方法（ソフトウェアは3種類を想定）

なお、受講者は 20 名程度を想定している。

③研修場所・回数・時期

場所：中国技術事務所 回数：4 回（1 泊 2 日） 時期：7 月、8 月、11 月、
12 月

回数：1 回（2 泊 3 日） 時期：11 月

2) 講習の実施結果

講習に関するアンケート調査を実施し、講習での意見や質問等を含む実施結果をとりまとめ、今後の課題等を整理する。

(3) 履行期間 契約締結翌日～令和 6年12月27日

3. 目的

本件は、中国地方整備局において BIM/CIM を普及促進させるために、技術支援を行うものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 企画提案書の提出までに令和4・5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）役務の提供等において中国地域の競争参加資格を有することが確認できた者であること。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 企画提案書の受領期限の日から見積決定日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 支出負担行為担当官から業務説明書の交付を受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし（ア）については、会社等の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等である場合は除く。

（ア）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1. 又は2. と同視しうる資本関係又は人間関係があると認められる場合

2) 技術力に関する要件

以下（ア）を有すること。

（ア）BIM/CIMに関する人材育成の実績

3) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

4) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

5) 執行体制に関する要件

2.（2）内容に記載する中国地方整備局の職員に対する講習を実施できる体制が確保できること。

6) 実績に関する要件

下記に示される同種の実績について、令和元年度以降公示日までに完了した業務または役務（再委託による業務または役務の実績は含まない）において、1件以上の実績を有していなければならない。

①同種：BIM/CIM活用ガイドライン（案）、BIM/CIMモデル等電子納品要領（案）及び同解説等の国が定める基準類作成に関する業務又は役務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6番30号

国土交通省中国地方整備局

①契約関係 総務部 契約課 購買第一係

電話：082-221-9231 F A X：082-223-4345

②技術関係 企画部 技術管理課 基準第二係

電話：082-221-9231 F A X：082-227-5222

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年4月17日（水）から令和6年5月7日（火）までのうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時30分から17時00分まで。

交付場所：5. (1)①に同じ。

交付方法：交付場所で手交または郵送により交付。手交による交付は、交付の際、受領者の署名・押印を必要とする。郵送による交付は郵送料を別に必要とする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年4月17日（水）から令和6年5月7日（火）までのうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時30分から17時00分まで。

場所は5. (1)①に同じへ、持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和6年6月5日（水）17時00分

(4) 詳細は説明書による。